

# 港湾運送事業・港湾運送関連事業の 新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防ガイドライン 【チェックリスト】

本チェックリストは、「港湾運送事業・港湾運送関連事業の新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防ガイドライン」の遵守状況を確認・点検していただきやすいよう、まとめたものです。各対策の詳細については、ガイドラインをご確認ください。

「港湾運送事業・港湾運送関連事業の新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防ガイドライン」

<http://jhta.or.jp/docs/corona20200518.pdf>

(参考箇所) 「3. 講じるべき具体的な対策」P8～P15

## 1. 健康管理・労務管理

- 従業員等に対し、出勤前に体温や新型コロナウイルス感染症を疑われる症状の有無を確認
- 体調の思わしくない従業員等には、必要に応じ自宅待機を指示

## 2. 通勤・外勤

### 勤務体系・外勤

- テレワークを行うにあたっては、厚生労働省のガイドラインなどを参照し、労働時間の適正な把握や適正な作業環境の整備などに配慮
- オンラインでの会議や打ち合わせを活用し、会議等のための出勤を抑制
- ローテーション勤務が可能な職種については、ローテーションによる交代勤務を導入
- オンライン会議や電話、電子メール等を活用し、出張や外出はやむを得ない場合のみに行う
- 出張時や外出時には面会相手や時間、経路、訪問場所などを記録に残す

### 送迎バス

- 風邪等の症状のある運転者は乗務を見合わせる（あらかじめ代替要員を確保）
- 運転手及び乗客はマスクの着用を徹底し、不必要な会話は抑制
- 運転席の後ろの最前列及び運転席横の座席の利用を制限
- 運転席の周囲に防護フィルム等を設置
- 窓の開放換気を行う
- 乗降口のドアノブなど不特定多数が接触する場所は、定期的にこまめに清拭消毒

### 3. 勤務

#### 共通事項

職場・現場において講じるべき共通の対策事項です。個々の職場・現場に即した対策を着実に取り組んでください。

- 定期的なこまめな手洗いを徹底（必要な水道設備や石けん、手指消毒液を配置）
- 対人距離の確保が難しい作業時のマスクの着用を徹底
- 咳エチケットを徹底
- 風通しの悪い空間や人が至近距離で会話する環境をなるべく作らない等の工夫をする
- 電子メールや各種のオンラインサービスなどを活用し、社内外の関係者との間の書類や物品の対面での受け渡し回数を削減
- 定例ミーティングは中止、時間短縮、対人距離の確保、分割実施を検討
- 個々の従業員の専用とすることが可能な器具や装備、衣服などは共有を避ける
- 制服などの衣服や仮眠室のシーツ等はこまめに洗濯又は消毒

#### 職場

- 対人距離を保てるよう、座席配置を工夫
- テレビ会議、電話、電子メール等を活用し、人が集まる形での会議を回避
- 対面で行う会議は、最少人数とし、マスクの着用や換気、対人距離に留意
- 建物全体や個別の室内の換気を徹底
- 加湿器を設置
- ゴミの回収にあたっては、マスクや手袋を着用し、作業後の手洗いを徹底
- 不特定多数が接触する箇所は定期的にこまめに消毒

#### 現場

##### 船内作業

- 乗船までの待機中、作業中、休憩中は密集せず対人距離を確保
  - 外航船員から船内荷役に従事する港湾労働者への感染を防止するため、「船内荷役推奨事項（※）」に記載の取組みを適切に実施
  - 港湾運送関連事業についても「船内荷役推奨事項（※）」に準じた取組みを実施
- （※）「外航貨物船の船内荷役時の新型コロナウイルス感染症への感染防止のための推奨事項」

## 荷役機械・ゲート窓口等

- 室内の換気を徹底
- 荷役機械のハンドル等の操作装置やシートの手すり等、受付端末のタッチパネル・ボタンや事務所のドアノブなどの不特定多数が接触する箇所は、定期的にこまめに消毒
- ゲート窓口等の人と人が頻繁に対面する場所は、アクリル板などで遮蔽
- ゲート窓口の係員はマスクを着用

## 4. 休憩

### 食堂・休憩室・トイレ・喫煙所等

- 換気を徹底し、加湿器を設置（建物全体や室内の換気、適度な保湿）
- 休憩時間をずらす、利用時間を定めるなど食堂等の利用者の集中を避ける
- 食堂等においては対人距離を確保するよう努める  
（対面で座らないようにする、人と人の間をアクリル板などで遮蔽する）
- 従業員等は食堂等の入室前と退室後に手洗いをする
- 屋外であっても対人距離を確保するよう努める
- 共有する物品、ドアノブ・便座などの不特定多数が接触する箇所は、定期的にこまめに消毒し、手や口が触れるものは適切に洗浄消毒
- トイレに蓋がある場合は、蓋を閉めてから汚物を流すよう掲示
- 喫煙所内の会話や通話は慎む

## 5. 陽性者が発生した場合

- 保健所や医療機関の指示に従う
- 陽性者の行動範囲を踏まえた職場の消毒等を行い、同勤務場所の従業員等の自宅待機を検討
- 陽性者について、労働安全衛生法に基づく労働者死傷病報告を提出
- 陽性者等の人権に配慮し、個人名が特定されることのないよう留意
- 労働者が陽性者等になったことをもって、解雇その他の不利益な取扱いや差別等を受けることがないようにする